

法務省矯成第2063号
平成25年9月20日

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 西 田 博

矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について (通達)

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としているところ、矯正施設収容中の者 (以下「被収容者」という。) についても、共同連帯の責務を果たすべきことはもちろん、その給付を受ける権利を維持することは改善更生にも資することとなること、また、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律 (平成25年法律第66号。平成25年9月24日施行) 附則第3条において、政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うものとするとされていることから、国民年金制度に関する指導等について下記のとおり定め、本年9月24日から実施することとしたので、遺漏のないよう留意願います。

なお、平成12年3月31日付け法務省矯保第1004号当職通達「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて」は、本年9月24日をもって廃止します。

記

1 国民年金制度に関する指導について

(1) 被収容者に対する国民年金制度の周知徹底について

ア 国民年金制度の概要について、各居室に備え付けている「生活のしおり」等の冊子に記載し、被収容者に対し、これを閲読するよう指導すること。

イ 刑事施設においては、受刑者に対し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号) 第85条第1項第1号に定める指導 (以下「刑執行開始時の指導」という。) 及び同項第2号に定める指導を行う際、国民年金制度の概要を説明すること。

(2) 刑執行開始時の指導における保険料の納付に関する指導等について

ア 保険料の納付について

保険料の納付は被保険者の義務であることを説明した上で、保険料を納付することができる者は保険料を納付するよう指導すること。

イ 届出による保険料納付の免除について

障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている場合等は、年金事務所又は日本年金機構ブロック本部（以下「年金事務所等」という。）への届出により保険料納付の免除を受けられることを説明した上で、該当する場合には、その旨を年金事務所等に届け出るよう指導すること。

ウ 申請による保険料納付の免除について

所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合には、年金事務所等への申請により保険料納付の免除が認められる場合があること及び保険料納付の免除の対象となるか不明な場合であっても免除を申請すれば年金事務所等で確認がなされることを説明した上で、自ら又は親族等が保険料を納付することを表明している者及び前記イの届出をする者以外の者に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）を配布して、年金事務所等に保険料納付の免除申請を行うよう指導すること。

保険料納付の免除申請を行わない者に対しては、今後、保険料納付の免除申請を行うことを希望する場合には職員に申し出るよう指導すること。

エ 本通達実施の際、既に刑執行開始時の指導を終えている受刑者についても、速やかに、上記アからウまでと同じ内容の指導を行うこと。

(3) 少年院在院者に対する保険料の納付に関する指導等について

ア 20歳に達している者が少年院に入院したとき及び少年院在院者が20歳に達したときには、その者に対し、前記（2）のアからウまでと同じ内容の指導を行うこと。

イ 本通達実施の際、既に20歳に達している少年院在院者についても、速やかに、前記（2）のアからウまでと同じ内容の指導を行うこと。

(4) 留意事項

前記（2）及び（3）の指導を行うに当たっては、強制にわたらないよう留意すること。

2 免除申請書の提出等について

(1) 刑事施設及び少年院においては、被収容者が作成した免除申請書については、職員に提出させた後、施設所在地の年金事務所等に引き継ぐこと。

(2) 被収容者から国民年金に係る関係書類の提出又は照会等のための発信の申出があった場合は、原則として許可すること。

なお、市町村長（東京都の特別区にあつては区長とする。以下同じ。）宛てに提出する場合は、本人の住所地の市町村長宛てに発送するよう指導すること。

3 国民年金手帳の保管について

被収容者が国民年金手帳を所持している場合（収容中に送付を受けた場合を含む。）は、これを特別領置物品として取り扱うこと。

4 保険料の納付について

被収容者から保険料納付の申出があった場合は、原則として、本人の領置金から納付させること。ただし、受刑者について、領置金がない場合又は不足する場合は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条第4項前段の規定により作業報奨金を支給し、納付させて差し支えない。

法務省矯成第2064号
平成25年9月20日

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局成人矯正課長 大橋 哲
法務省矯正局少年矯正課長 柿崎 伸二

矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について（通知）

標記について、本日付け法務省矯成第2063号矯正局長通達「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」（以下「通達」という。）が発出され、本年9月24日から実施されますが、その実施に当たって、日本年金機構との協力体制の下、下記のとおり指導等を行うこととしましたので、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知の発出については、厚生労働省年金局事業管理課及び日本年金機構と協議済みであり、本日付けで、別添のとおり、厚生労働省年金局事業管理課から日本年金機構に対し、本通知と同趣旨の通知が、また、日本年金機構から年金事務所及び日本年金機構ブロック本部に対し、本通知と同趣旨の指示文書が、それぞれ発出されています。

おって、平成17年10月6日付け法務省矯成第7084号成人矯正課長及び少年矯正課長通知「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて」並びに平成24年3月26日付け法務省矯成第641号成人矯正課長及び少年矯正課長通知「矯正施設収容中の者への国民年金制度の周知徹底に関する日本年金機構との協力体制について」は、本年9月24日付けで廃止します。

記

1 国民年金制度に関する指導について

- (1) 通達記の1の(1)に基づき、矯正施設収容中の者（以下「被収容者」という。）に対し、国民年金制度を周知徹底するに当たっては、少なくとも別添1の記載事項について「生活のしおり」等の冊子に記載すること。また、被収容者に対し、国民年金制度について指導を行うに当たっては、場合により、年金事務所又は日本年金機構ブロック本部（以下「年金事務所等」という。）の職員による指導を受けることができる旨を周知徹底するよう努めること。

(2) 通達記の1の(2)及び(3)に基づき、刑事施設及び少年院において、受刑者及び在院者に対し、申請による保険料納付の免除に関する指導を行うに当たっては、年金事務所等の協力を得るなどして、必要となる国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)をあらかじめ整備しておくこと。

(3) 年金事務所等の職員による国民年金制度に関する指導等

ア 被収容者から国民年金制度に関する照会等の申出がなされ、矯正施設の職員において回答することが困難な場合には、年金事務所等の職員による指導等を受けることができる旨を説明の上、当該被収容者がこれを希望すれば、照会等の内容を具体的に記載させた願箋等の書面をもって出願させた後、年金事務所等に連絡し、協力を要請すること。

イ 年金事務所等の職員が矯正施設に赴き、集団又は個別の面談等の方法により、国民年金制度に関する指導等を実施する場合においては、事前に双方の担当者間で打合せを行い、面接室等の適切な場所(場合によっては面会室を使用して差し支えない。)を用意するほか、年金事務所等の職員への届書提出の申出があった際には、迅速に宅下り手続をとるなど、可能な範囲において、便宜供与を図ること。

ウ 年金事務所等の職員が矯正施設に赴き、指導等を実施するに当たっては、一定数の出願が集まった時点で連絡を取るなど、配慮すること。

エ 年金事務所等の職員による指導等は、必ずしも面談によることを要するものではなく、被収容者が直接、照会等を行うため、住所地の市町村等や年金事務所等に発信することは差し支えないこと。

(4) 矯正施設において、国民年金制度に関する各種届書用紙や被収容者への閲覧用の国民年金制度に関するパンフレットを整備すること、年金事務所等の職員を講師として招へいすることなど、被収容者に対し国民年金制度に関する指導等を行うために必要な措置を講じるに当たって、年金事務所等に協力を依頼すれば、可能な範囲において、協力を得ることができること。

2 免除申請書の提出等について

(1) 刑事施設及び少年院においては、被収容者が作成した免除申請書については、職員に提出させた後、遅滞なく、施設所在地の年金事務所等に引き継ぐこと。ただし、受刑者又は在院者が自ら直接年金事務所等に提出することを希望した場合にはこの限りでない。

なお、年金事務所等への免除申請書の引継方法については、あらかじめ各矯正施設所在地の年金事務所等と調整すること。

(2) 国民年金に係る手続を行う際の関係書類の提出先は、原則として被収容者の住民登録のある市区町村長又は当該住所を管轄する年金事務所となるが、上記1の

- (1) の年金事務所等の職員による指導の際に関係書類が提出された場合など、当該住所地を管轄する以外の年金事務所等に提出された関係書類についても、年金事務所等において本来の提出先に回送する等の便宜供与が図られること。
- (3) 免除申請書の提出等、国民年金に関する事項については、被収容者の種類に応じ、それぞれ、被収容者身分帳簿、少年簿又は婦人簿（以下「身分帳簿等」という。）の視察表又は行動観察票に記載すること。
- 5 協力を要請する年金事務所等
被収容者に対し国民年金制度に関する指導を行うに当たり、協力を要請する年金事務所等は、別添2の都道府県別年金事務所等・矯正施設対応表のとおりとすること。
- 6 その他
- (1) 国民年金手帳を領置した場合には、その旨を身分帳簿等の表紙部分の備考欄に記載すること。
- (2) 被収容者から、障害年金等の請求手続に必要であるとして、診断書の交付の願い出があった場合、年金法令上必要であると認められるときは、これを交付すること。
- (3) 保険料の納付や免除申請が受理されるためには事前に住民登録がなされていることが必要であるが、住民登録が行われていない被収容者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能であるため、被収容者から住民登録したい旨の申出があった場合は、市町村宛ての発信を認めたり、住民登録の手続の調整を図ったりするなど、必要な対応を行うこと。
- (4) 少年院においては、対象となる在院者の父母等に対しても国民年金制度の概要を適宜の方法で説明するとともに、同制度に係る手続について、その意向を確認すること。
- (5) 婦人補導院においては、必要に応じて、在院者に対し、刑事施設における受刑者に対する国民年金制度に関する指導に準じた対応を行うこと。

記載事項

1 国民年金制度について

- (1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自必要な手続きを行うこと。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができること。

- (2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があること。
- (3) 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記2の手続を行うこと。
- (4) 保険料は、納付期限（翌月末日）から2年以内であれば納付することができること。

2 保険料免除制度等について

- (1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等、届出によって、保険料納付の免除を受けられるほか（法定免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続きを行うこと（申請免除）。
- (2) 所得が少ないことを理由に保険料納付の免除を申請する場合は、住民登録をしている市区町村に対する税の申告が必要であり、住民登録が行われていない者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能であること。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められるが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しないものであること。

- (3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があること。
- (4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意すること。
- (5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われること。
- (6) 30歳未満の者について、所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な

場合は、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の猶予が認められる場合があります（若年者納付猶予）。若年者納付猶予の審査は、本人と配偶者の前年の所得により行われること。

(7) 申請免除と若年者納付猶予の承認期間については、現行では直近の7月までの遡りとなっているが、平成26年4月からは、保険料の納付が可能である過去2年分まで遡及して承認されること。

(8) 申請免除及び若年者納付猶予の申請は、毎年度行う必要があること。ただし、全額免除及び若年者納付猶予に限っては、翌年度以降も免除等の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があること。

(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができること。

3 その他について

年金について不明な点がある場合には、施設において閲覧資料を備え付ける等しており、また、保険料納付や年金見込額試算など、本人の年金記録等に基づく相談を希望する場合は、最寄りの年金事務所等の職員による指導等を受けることもできるので、職員に申し出ること。

年金事務所等・矯正施設対応表

別添2

平成25年9月20日現在

ブロック	ブロック本部・年金事務所	担当課	〒	所在地	電話番号	矯正施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道ブロック本部	国民年金支援グループ	003-8573	札幌市白石区東コンベンションセンター札幌3座1-1トウエイビル6階	011-837-1600	※			
	札幌東	国民年金課	003-8530	札幌市白石区菊水1-3-1-1	011-832-5394	札幌刑務所	007-8601	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011
						札幌刑務支所	007-8603	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-2	011-784-5241
	新さっぽろ	国民年金課	004-8558	札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	011-892-9316	北海少年院	066-0066	北海道千歳市大和7-746-10	0123-23-3147
						紫明女子学院	066-0066	北海道千歳市大和4-662-2	0123-22-5141
	函館	国民年金課	040-8555	函館市千代台町26-3	0138-56-1165	函館少年刑務所	042-8639	北海道函館市金掘町6-11	0138-51-0185
	旭川	国民年金課	070-8505	旭川市宮下通り2丁目1954-2	0166-27-1611	旭川刑務所	071-8153	北海道旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511
	釧路	国民年金課	085-8502	釧路市栄町9丁目9-2	0154-22-5810	釧路刑務支所	085-0833	北海道釧路市宮本2-2-5	0154-41-0221
	岩見沢	国民年金課	068-8585	岩見沢市9条西3	0126-22-5804	月形刑務所	061-0595	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060
						月形学園	061-0516	北海道樺戸郡月形町字知来乙264-1	0126-53-2736
北見	国民年金課	090-8585	北見市高砂町2-21	0157-25-9635	網走刑務所	093-0088	北海道網走市三眺	0152-43-3167	
帯広	国民年金課	080-8558	帯広市西1条南1	0155-25-8113	帯広刑務所	089-1192	北海道帯広市別府町南13-33	0155-48-7111	
					帯広少年院	080-0846	北海道帯広市緑ヶ丘3-2	0155-24-5787	
東北	東北ブロック本部	国民年金支援グループ	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	022-716-5001	※			
	青森	国民年金課	030-8554	青森市中央1-22-8青森第一生命ビルディング1-2階	017-734-7499	青森刑務所	030-0111	青森県青森市大字荒川字藤戸88	017-739-2101
	盛岡	国民年金課	020-8511	盛岡市松尾町17-13	019-623-6211	盛岡少年刑務所	020-0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221
						盛岡少年院	020-0121	岩手県盛岡市月が丘2-15-1	019-647-2107
	仙台南	国民年金課	982-8531	仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5114	宮城刑務所	984-8523	宮城県仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111
						東北少年院	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-21-1	022-285-4270
						青葉女子学園	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-24-1	022-286-1551
	秋田	国民年金課	010-8565	秋田市保野野鉄砲町5-20	018-865-2399	秋田刑務所	010-0948	秋田県秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581
	山形	国民年金課	990-9515	山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5105	山形刑務所	990-2162	山形県山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111
	米沢	国民年金課	992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	0238-22-7634	置賜学院	992-0111	山形県米沢市大字下新田445	0238-37-4040
東北福島	代表	960-8567	福島市北五老内町3-30	024-535-0141	福島刑務所	960-8254	福島県福島市南沢又字上原1	024-557-2222	
					福島刑務支所	960-8536	福島県福島市南沢又字水門下66	024-557-3111	
北関東・信越ブロック本部	国民年金支援グループ	330-9507	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-823-3300	※				
	水戸南	国民年金課	310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3251	水府学院	311-3104	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	029-292-0054
	水戸北	国民年金課	310-0062	水戸市大町2-3-32	029-231-2381	水戸刑務所	312-0033	茨城県ひたちなか市市毛847	029-272-2424
	土浦	国民年金第1課・2課	300-0812	茨城県土浦市下高津2-7-29	029-824-7121	茨城農芸学院	300-1288	茨城県牛久市久野町1722-1	029-875-1114
	栃木	国民年金課	328-8533	栃木市城内町1-2-12	0282-22-6074	栃木刑務所	328-8550	栃木県栃木市惣社町2484	0282-27-1885

※ 相談窓口となる年金事務所等が指定されていない矯正施設においては、最寄りのブロック本部との間で連絡を取り、管轄年金事務所等から協力を得ること。

北関東	大田原	国民年金課	324-8540	大田原市本町1-2695-22	0287-22-6313	黒羽刑務所	324-0293	栃木県大田原市寒井1466-2	0287-54-1191
	宇都宮東	国民年金課	321-8501	宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3217	喜連川社会復帰促進センター	329-1493	栃木県さくら市喜連川5547	028-686-3111
						喜連川少年院	329-1412	栃木県さくら市喜連川3475-1	028-686-3020
	前橋	国民年金課	371-0033	前橋市国領町2-19-12	027-231-1706	前橋刑務所	371-0805	群馬県前橋市南町1-23-7	027-221-4247
						赤城少年院	371-0222	群馬県前橋市上大屋町60	027-283-2020
	渋川	国民年金課	377-8588	群馬県渋川市石原143-7	0279-22-1607	榛名女子学園	370-3503	群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1	0279-54-3232
	川越	国民年金第1課・第2課	350-1196	川越市臨田本町15-13 東上パールビル3階	049-242-2291	川越少年刑務所	350-1162	埼玉県川越市大字南大塚1508	049-242-0222
	新潟東	国民年金課	950-8552	新潟市中央区新光町1-16	025-283-1016	新潟刑務所	950-8721	新潟県新潟市江南区山二ツ381-4	025-286-8221
長岡	国民年金課	940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	0258-88-0003	新潟少年学院	940-0828	新潟県長岡市御山町117-13	0258-35-0118	
長野北	国民年金課	381-8558	長野市吉田3-6-15	026-244-4702	長野刑務所	382-8633	長野県須坂市馬場町1200	026-245-0900	
松本	国民年金課	390-8702	松本市白板2-5-1	0263-32-4664	松本少年刑務所	390-0871	長野県松本市桐3-9-4	0263-32-3091	
					有明高原寮	399-8301	長野県安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204	
南関東	南関東ブロック本部	国民年金支庁グループ	169-8012	新宿区大久保2-12-1	03-5155-1700	※			
	千葉	国民年金第1課・第2課	260-8503	千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6328	千葉刑務所	264-8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191
	幕張	国民年金第1課・第2課	262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8622	八街少年院	289-1123	千葉県八街市滝台1766	043-445-3787
	木更津	国民年金課	292-8530	木更津市新田3-4-31	0438-23-7673	市原刑務所	290-0204	千葉県市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351
						市原学園	290-0204	千葉県市原市磯ヶ谷157-1	0436-36-1581
	八王子	代表	192-8506	八王子市南新町4-1	042-626-3511	八王子医療刑務所	192-0904	東京都八王子市子安町3-26-1	042-622-6188
						多摩少年院	193-0932	東京都八王子市緑町670	042-622-5219
	府中	代表	183-8505	府中市府中町2-12-2	042-361-1011	府中刑務所	183-8523	東京都府中市晴見町4-10	042-362-3101
						関東医療少年院	183-0052	東京都府中市新町1-17-1	042-362-2355
						愛光女子学園	201-0001	東京都狛江市西野川3-14-26	03-3480-2178
	葛飾	代表	124-8512	葛飾区立石3-7-3	03-3695-2181	東京拘置所	124-8565	東京都葛飾区小菅1-35-1	03-3690-6681
	立川	国民年金第1課 直通	190-8580	立川市錦町2-12-10	042-523-0357	立川拘置所	190-8552	東京都立川市泉町1156-11	042-540-4191
	横浜南	国民年金課	232-8585	横浜市南区宿町2-51	045-742-4092	横浜刑務所	233-8501	神奈川県横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161
	相模原	国民年金課	252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	042-747-3194	神奈川県医療少年院	252-0205	神奈川県相模原市中央区小山4-4-5	042-772-2145
	小田原	国民年金課	250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	0465-22-1394	小田原少年院	250-0001	神奈川県小田原市扇町1-4-6	0465-34-8148
横須賀	国民年金課	238-8555	横須賀市米が浜通1-4 サンライズビル	046-827-2092	横須賀刑務支所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977	
					久里浜少年院	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-12-1	046-841-2585	
甲府	国民年金課	400-8565	甲府市塩部1-3-12	055-252-1441	甲府刑務所	400-0056	山梨県甲府市堀之内町500	055-241-8311	
中部ブロック本部	国民年金支庁グループ	460-8565	名古屋市中区錦3-20-27 御幸ビル8階	052-229-1204	※				
富山	国民年金課	930-8571	富山市牛島新町7-1	076-432-9282	富山刑務所	939-8251	富山県富山市西荒屋285-1	076-429-3741	
					金沢刑務所	920-1182	石川県金沢市田上町公1	076-231-4291	
金沢北	国民年金課	920-8691	金沢市三社町1-43	076-233-2028	湖南学院	920-1146	石川県金沢市上中町口11-1	076-229-1077	

※ 相談窓口となる年金事務所等が指定されていない矯正施設においては、最寄りのブロック本部との間で連絡を取り、管轄年金事務所等から協力を得ること。

中部	岐阜南	国民年金課	500-8381	岐阜市市橋2-1-15	058-273-6161	笠松刑務所	501-6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175
	岐阜北	国民年金課	502-8502	岐阜市大福町3-10-1	058-294-6367	岐阜刑務所	501-1183	岐阜県岐阜市則松1-34-1	058-239-9821
	静岡	国民年金課	422-8668	静岡市駿河区中田2-7-5	054-284-4313	静岡刑務所	420-0801	静岡県静岡市葵区千代田3-1-1	054-261-0117
						駿府学園	421-2118	静岡県静岡市葵区内牧118	054-296-1661
	大曾根	国民年金課	461-8685	名古屋市長区東大曾根町28-1	052-935-5467	名古屋拘置所	461-8586	愛知県名古屋市長区白壁1-1	052-951-8586
	笠寺	国民年金課	457-8605	愛知県名古屋市長区柵下町3-21	052-822-2518	豊ヶ岡学園	470-1153	愛知県豊明市前後町三ツ谷1293	0562-92-3106
	豊橋	国民年金課	441-8603	豊橋市菰口町3-96	0532-33-4118	豊橋刑務支所	440-0801	愛知県豊橋市今橋町15	0532-52-2567
	岡崎	国民年金課	444-8607	岡崎市朝日町3-9	0564-23-2515	岡崎医療刑務所	444-0823	愛知県岡崎市上池4-24-16	0564-51-9629
	瀬戸	国民年金課	489-8686	愛知県瀬戸市共栄通4-6	0561-83-9045	瀬戸少年院	489-0988	愛知県瀬戸市東山町14	0561-82-3195
	豊田	国民年金課	471-8602	豊田市神明町3-33-2	0565-33-1109	名古屋刑務所	470-0208	愛知県みよし市ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251
						愛知少年院	470-0343	愛知県豊田市浄水町原山1	0565-45-0511
	津	国民年金課	514-8522	津市桜橋3-446-33	059-228-9188	三重刑務所	514-0837	三重県津市修成町16-1	059-228-2161
伊勢	国民年金課	516-0072	三重県伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3604	宮川医療少年院	519-0504	三重県伊勢市小俣町宮前25	0596-22-4844	
近畿ブロック本部	国民年金支援グループ	541-0053	大阪府中央区本町3-4-8 東京建物本町ビル6階・7階	06-6268-9333	※				
近畿	福井	国民年金課	910-8506	福井市手寄2-1-34	0776-23-4516	福井刑務所	918-8101	福井県福井市一本木町52	0776-36-3220
	大津	国民年金課	520-0806	大津市打出浜13-5	077-521-1789	滋賀刑務所	520-8666	滋賀県大津市大平1-1-1	077-537-3271
	中京	国民年金課	604-0902	京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉢田町287	075-256-3314	京都刑務所	607-8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075-581-2171
	京都南	国民年金課	612-8558	京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-643-2547	京都拘置所	612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町138	075-681-0501
						京都医療少年院	611-0002	京都府宇治市木幡平尾4	0774-31-8101
	貝塚	代表	597-8686	大阪府貝塚市海塚305-1	072-431-1122	和泉学園・泉南学寮	599-0231	大阪府阪南市貝掛1096	072-476-5221
	堺東	代表	590-0078	堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101	大阪刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261
						大阪医療刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145
	大手前	代表	541-0056	大阪府中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤビル6～8階	06-6271-7301	大阪拘置所	534-8585	大阪府大阪市都島区友渕町1-2-5	06-6921-0371
	吹田	代表	564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401	浪速少年院	567-0071	大阪府茨木市郡山1-10-17	072-643-5065
	枚方	代表	573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	072-846-5011	交野女子学院	576-0053	大阪府交野市郡津2-45-1	072-891-1132
	明石	国民年金課	673-8512	明石市鷹匠町12-12	078-912-4980	神戸刑務所	674-0061	兵庫県明石市大久保町森田120	078-936-0911
	加古川	国民年金課	675-0031	加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740	加古川刑務所	675-0061	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079-424-3441
						播磨社会復帰促進センター	675-1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503
						加古川学園	675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0353
播磨学園						675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0340	
姫路	国民年金課	670-0947	姫路市北条1-250	079-224-6382	姫路少年刑務所	670-0028	兵庫県姫路市岩端町438	079-296-1020	
兵庫	国民年金課	652-0898	神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0290	神戸拘置所	651-1124	兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1	078-743-3663	
奈良	国民年金課	630-8512	奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1370	奈良少年刑務所	630-8102	奈良県奈良市般若寺町18	0742-22-4961	
					奈良少年院	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1122	0742-45-4681	
和歌山東	国民年金課	640-8541	和歌山市太田3-3-9	073-474-1841	和歌山刑務所	640-8507	和歌山県和歌山市加納383	073-471-2231	

※ 相談窓口となる年金事務所等が指定されていない矯正施設においては、最寄りのブロック本部との間で連絡を取り、管轄年金事務所等から協力を得ること。

中国	中国ブロック本部	国民年金支援グループ	730-8654	広島市中区中島町3-25ニッセイ平和公園ビル6階	082-545-2971	※			
	鳥取	代表	680-0846	鳥取市扇町176	0857-27-8311	鳥取刑務所	680-1192	鳥取県鳥取市下味野719	0857-53-4191
	米子	代表	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111	美保学園	683-0101	鳥取県米子市大篠津町4557	0859-28-7111
	松江	国民年金課	690-8511	松江市東朝日町107	0852-23-9542	松江刑務所	690-8554	島根県松江市西川津町67	0852-23-2222
	浜田	国民年金課	697-0017	浜田市原井町908-26	0855-22-0673	島根あさひ社会復帰促進センター	697-0492	島根県浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171
	岡山西	国民年金課	700-8572	岡山市北区昭和町12-7	086-214-2166	岡山刑務所	701-2141	岡山県岡山市北区牟佐765	086-229-2531
	広島東	代表	730-8515	広島市中区基町1-27	082-228-3131	岡山少年院	701-0206	岡山県岡山市南区箕島2497	086-282-1128
						広島刑務所	730-8651	広島県広島市中区吉島町13-114	082-241-8601
	呉	代表	737-8511	広島県呉市宝町2-11	0823-22-1691	広島拘置所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-6	082-228-4851
						広島少年院	739-0151	広島県東広島市八本松町原11174-31	082-429-0821
	三原	代表	723-8510	三原市円一町2-4-2	0848-63-4111	尾道刑務支所	722-0041	広島県尾道市防地町23-2	0848-37-2411
	山口	国民年金課	753-8651	山口市吉敷下東1-8-8	083-942-0351	山口刑務所	753-8525	山口県山口市松美町3-75	083-922-1450
岩国	国民年金課	740-8686	岩国市立石町1-8-7	0827-88-4561	岩国刑務所	741-0061	山口県岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136	
宇部	国民年金課	755-0027	宇部市港町1-3-7	0836-48-0021	養育社会復帰促進センター	750-0693	山口県美祢市豊田前田町麻生下10	0837-57-5131	
四国	四国ブロック本部	国民年金支援グループ	760-0023	高松市舟町2-1-1 高松第一生命ビルディング新館2階	087-811-1822	※			
	徳島北	国民年金課	770-8522	徳島市佐古三番町12-8	088-655-0911	徳島刑務所	779-3133	徳島県徳島市入田町大久200-1	088-644-0111
	高松西	国民年金課	760-8553	高松市錦町2-3-3	087-822-2841	高松刑務所	760-0067	香川県高松市松福町2-16-63	087-821-6116
	善通寺	国民年金課	765-8601	香川県善通寺市文京町2-9-1	0877-62-1660	四国少年院	765-0004	香川県善通寺市善通寺町2020	0877-62-1251
						丸亀少女の家	763-0054	香川県丸亀市中津町28	0877-22-9226
	松山東	国民年金課	790-0952	松山市朝生田町1-1-23	089-946-2835	松山刑務所	791-0293	愛媛県東温市見奈良1243-2	089-964-3355
	新居浜	国民年金課	792-8686	新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1368	松山学園	791-8069	愛媛県松山市吉野町3803	089-951-1252
西条刑務支所						793-0001	愛媛県西条市玉津1-2	0897-55-3020	
高知東	代表	780-8556	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430	高知刑務所	781-5101	高知県高知市布師田3604-1	088-866-5454	
九州	九州ブロック本部	国民年金支援グループ	812-8534	福岡市博多区博多駅前1-5-1 カーニィープレイス博多2階	092-415-3600	※			
	東福岡	国民年金課	812-8657	福岡市東区馬出3-12-32	092-651-7129	福岡刑務所	811-2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	092-932-0395
						筑紫少女苑	811-0204	福岡県福岡市東区大字奈多1302-105	092-607-5695
	西福岡	国民年金課	819-8502	福岡市西区内浜1-3-7	092-883-6017	福岡拘置所	814-8503	福岡県福岡市早良区百道2-16-10	092-821-0636
	南福岡	代表	815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112	福岡少年院	811-1346	福岡県福岡市南区老司4-20-1	092-565-3331
	小倉南	国民年金課	800-0294	北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8869	北九州医療刑務所	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-1	093-963-8131
	佐賀	国民年金課	849-8503	佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4194	龍刑務所	841-0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121
						佐賀少年刑務所	840-0856	佐賀県佐賀市新生町2-1	0952-24-3291
	佐世保	国民年金課	857-8571	佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1148	佐世保刑務所	859-3225	長崎県佐世保市浦川内町1	0956-38-4211
佐世保学園						857-1161	長崎県佐世保市大塔町1279	0956-31-8277	

※ 相談窓口となる年金事務所等が指定されていない矯正施設においては、最寄りのブロック本部との間で連絡を取り、管轄年金事務所等から協力を得ること。

九州	諫早	国民年金課	854-8540	諫早市栄田町47-39	0957-25-1666	長崎刑務所	854-8650	長崎県諫早市小川町1650	0957-22-1330
	熊本西	国民年金課	860-8534	熊本市千葉城町2-37	096-355-3261	熊本刑務所	862-0970	熊本県熊本市渡鹿7-12-1	096-364-3165
	八代	国民年金課	866-8503	熊本県八代市萩原町2-11-41	0965-35-6143	人吉農芸学院	868-0301	熊本県球磨郡錦町木上北223-1	0966-38-3102
	大分	国民年金課	870-0997	大分市東津留2-18-15	097-552-1211	大分刑務所	870-8588	大分県大分市畑中303	097-543-5177
						大分少年院	879-7111	大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	0974-22-0610
	別府	代表	874-8555	大分県別府市西野口町2-41	0977-22-5111	中津少年学院	871-0152	大分県中津市加来1205	0979-32-2321
	宮崎	代表	880-8588	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111	宮崎刑務所	880-2293	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985-41-1121
	加治木	国民年金課	899-5292	始良市加治木町諏訪町113	0995-62-3511	鹿児島刑務所	899-6193	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025
	那覇	国民年金課	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1122	沖縄少年院	904-0034	沖縄県沖縄市山内1-13-1	098-933-4486
						沖縄女子学園	904-0034	沖縄県沖縄市山内1-14-1	098-933-7241
浦添	国民年金課	901-2121	浦添市内間3-3-25	098-877-0511	沖縄刑務所	901-1514	沖縄県南城市知念字具志堅330	098-948-1096	
石垣	国民年金課	907-0004	石垣市登野城55-3	0980-82-9213	八重山刑務支所	907-0002	沖縄県石垣市真栄里412	0980-82-2019	

※ 相談窓口となる年金事務所等が指定されていない矯正施設においては、最寄りのブロック本部との間で連絡を取り、管轄年金事務所等から協力を得ること。